当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑰　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑱　詳細は入札説明書による

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigeo Ochi Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Route246 Shibuya Station east entrance Pedestrian bridge Setting.

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 21 August 2015.

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 21 October 2015 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P. M. (noon) 21 October 2015).

(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower―2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　日本橋室町三丁目地下歩道工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所

自）東京都中央区日本橋室町二丁目

至）東京都中央区日本橋室町三丁目

⑷　工事内容　工事延長：149m　開削土工　掘削工　約8,000㎥　仮設工　布堀工　１式　土留杭・中間杭工　80本（Ｈ－300　Ｌ＝15.0ｍ～17.0ｍ　41本、Ｈ－350　Ｌ＝10.5m～12.0m　39本）建込杭工　94本（Ｈ－300　Ｌ＝0.67m～2.54m）土留・仮締切工　１式（切梁・腹起し約163ｔ、横矢板約553㎡）路面覆工　約1,769㎡　擦付舗装工　約1,180㎡　埋設防護工　１式　区画線工　１式　構造物撤去工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成29年９月29日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約500ｔ

⑺　本工事は、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑾　第１号１⑻～⑾に同じ

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⒀、⒁　第１号１⒀、⒁に同じ

⒂　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。

⒃～⒇　第１号１⒂～⒆に同じ

2　競争参加資格

⑴　第１号２⑴①に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

①　路面覆工による一般交通を確保して行った工事であること。

②　鉄道（地下鉄含む）に近接した工事であること。

ただし、上記①、②は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記①の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　第１号２⑴⑤に同じ

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　第１号２⑵①に同じ

②　１人の者が、平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸①②に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑵③に同じ

⑻、⑼　第１号２⑴⑥、⑦に同じ

⑽　第１号２⑶に同じ

⑾　第１号２⑴⑧に同じ